

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

検討の状況・今後のスケジュール

新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する事項や、幼児教育・保育の無償化等の閣議決定されている主な事項についてはこれまでに対応済。

上記以外で、これまでの子ども・子育て会議における議論や制度の施行状況等を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項を整理(別添を参照)。

具体的には、以下のスケジュールでの検討を予定。

- ・ 9月～ 検討を行う事項のうち、公定価格関係以外の事項を中心に議論
- ・ 秋頃～ 経営実態調査の結果を踏まえつつ、公定価格関係の事項を中心に議論
- ・ 年内 見直しの方向性についてとりまとめ

今回の公定価格の見直しの検討にあたっては、子ども・子育て会議親会議において議論することとしてはどうか。

参考

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

附則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)

附則

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しにおいて今後検討が必要と考えられる事項

子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しにおいて検討が必要な事項については、第 35 回会議（平成 30 年 5 月 28 日）後に各委員に照会し、御意見を提出いただいたところ。

提出いただいた御意見や地方分権改革に関する提案事項等を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の見直しに係る具体的な検討事項として、以下に記載した事項を中心に検討を行う。

1．制度全般に関する事項

（検討を行う事項）

- (1) 支給認定証の交付等に関する事務負担軽減の状況等を踏まえた、保育標準時間・短時間の区分、認定証の交付や職権変更、求職要件など支給認定の在り方
- (2) 幼稚園で受け入れている 2 歳児を教育認定の対象とすることの可否
- (3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方
- (4) 認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策

（中長期的な検討課題）

- (5) 認定こども園に係る利用調整についての、直接契約であることや、当分の間市町村が行うこととされていること等を踏まえた、今後の在り方
- (6) 総合的な子ども・子育て支援を図る観点からの、出産及び育児休業に係る給付と子ども・子育て支援給付の統合
- (7) 都道府県と市町村の連携強化や福祉と教育の連携推進などによる、地域における包括的な子育て支援体制の構築
- (8) 子ども・子育て支援に係る計画と障害児支援に係る計画の整合性の確保など、子ども・子育て支援と障害児支援との連携強化の在り方

2．公定価格

（検討を行う事項）

- (1) 利用実態を踏まえた土曜日開所の取扱い、地域区分の在り方など、施設の運営実態を踏まえた算定方式、基本単価や各種加減算の在り方
- (2) 管理業務の効率化等を踏まえた、複数施設を設置している法人に係る調整措置の在り方
- (3) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析を踏まえた、各施設における処遇改善の着実な実施のための方策
- (4) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事業者の事務負担の軽減方策

（中長期的な検討課題）

- (5) 経営実態調査等の実施周期など、今後の公定価格の実態把握の在り方

3．保育人材の確保

（検討を行う事項）

- (1) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策
- (2) 保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の在り方
- (3) 地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくり
- (4) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策
- (5) 看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度を導入するなど、潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策

（中長期的な検討課題）

- (6) 幼稚園教諭免許・保育士資格の一体化や、保育士資格と他の福祉職との共通資格課程の検討など、各資格の在り方

4．認定こども園

（検討を行う事項）

- (1) 施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方
- (2) 3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方
- (3) 5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中に、免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

5．地域型保育事業

（検討を行う事項）

- (1) 小規模保育事業における運営等の在り方（B型からA型への移行促進、一時預かり事業や共同保育実施の要件など）
- (2) 保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、家庭的保育等研修の受講要件の柔軟化
- (3) 居宅で家庭的保育を実施している事業者が、5年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための支援策
- (4) 居宅訪問型保育事業の運用の在り方（派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など）
- (5) 連携施設制度の在り方（連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など）

6．地域子ども・子育て支援事業

（検討を行う事項）

- (1) 各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策
- (2) 条例による事務処理特例の運用状況を踏まえた、一時預かり事業及び病児保育事業の届出先や立入検査に係る事務の都道府県から市町村への権限移譲の可否
- (3) 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策
- (4) 病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運営のための支援等の在り方
- (5) 幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応

7．その他

（検討を行う事項）

- (1) 職員配置改善など更なる「質の向上」のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保
- (2) 幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証の在り方
- (3) 幼保連携型認定こども園において施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否
- (4) 地方の実情に応じた保育所等の面積基準等の見直しや、民間保育所等における0～2歳児の給食の外部搬入規制緩和の要否

（中長期的な検討課題）

- (5) 保育所等の突然の閉鎖に対応するため、経営の安定した事業者への事業譲渡、近隣園との合併など、安定的な経営を確保しやすくする仕組みの整備
- (6) 保育の長時間化など保育所の現状に関する保護者側の理解醸成の在り方